制定 令和3年4月28日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する 同法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、資金積立基金(以下「基金」とい う。)の設置並びに管理及び処分について法令に定めるもののほか、必要な事項を定 めるものとする。

(設置)

第2条 基金を別表左欄のとおり設置する。

(積立)

- 第3条 基金は、別表中欄に掲げる目的のため、同欄に掲げる額を積み立てるものとする。
- 2 基金の運用から生ずる収益は、各会計別に歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れなければならない。
- 3 基金に積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

- 第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により 保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

- 第5条 基金は、別表右欄に掲げる場合に限り、全部又は一部を処分することができる。 (繰替運用)
- 第6条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び 利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条、第5条関係)

名称	目的及び積立ての額	処分
鉾田・大洗広域事務	組合財政の円滑かつ健全	1 経済事情の変動等により財
組合財政調整基金	な運営を図るため、管理	源が著しく不足する場合にお
	者が必要と認めた金額を	いて当該不足額をうめるため
	積み立てる。	の財源に充てるとき。

- 2 災害により生じた経費の財源 源又は災害により生じた減収 をうめるための財源に充てる とき。
- 3 緊急に実施することが必要 となった大規模な土木その他 の建設事業の経費その他必要 やむを得ない理由により生じ た経費の財源に充てるとき。
- 4 長期にわたる財源の育成の ためにする財産の取得等のた めの経費の財源に充てると き。
- 5 その他管理者が、組合財政の運営上特に必要と認めるとき。